**あいち型産地パワーアップ事業の概要**

**１　事業の趣旨**

　担い手の減少や高齢化、施設の老朽化等による生産力の低下に対応するため、地域（田原市地域農業再生協議会）が策定した「産地戦略」に基づく栽培施設等の整備や改修、高性能な農業用機械の導入を支援することで、農業生産力の強化を図るもの。

**２　事業の概要**

(1) 事業推進主体：田原市地域農業再生協議会

(2) 取組主体：農業者（青色申告を行っている者）、農業者の組織する団体等

(3) 対象品目：「産地戦略」を策定した品目(畜産を除く)

 キク、トマト、イチゴ、大葉、キャベツ、切花（キク以外）、鉢物、洋菜、いちじく

(4) 主な要件

|  |  |
| --- | --- |
| 産地の計画 | ・産地戦略があること※産地の10年後を見通した上で、5年間の対策を定めた戦略【令和６年度】 キク、トマト、イチゴ、大葉、キャベツ、切花（キク以外）、鉢物、洋菜、いちじく |
| 産地の要件 | ・面積：露地3ha以上、施設1ha以上 |
| ・農業従事者：3人以上 |
| 申請事業費 | ・原則300万円以上 |
| 補助対象経費 | ・取組主体ごとに上限5,000万円まで |
| 目 標 | ・取組主体単位（事業の効果が及ぶ範囲）で生産性10%以上の向上  |

(5) 主な補助対象

①農業機械等及び生産資材の導入

・高性能な農業機械（トラクター、野菜収穫機等）の導入

　※原則、新品であり、耐用年数が概ね３年以上であること。

・複数年効果を発揮する生産資材（硬質フィルム、防風ネット等）の導入

②施設の整備

・共同利用施設（乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設等）の整備等

・栽培施設（温室、ハウス等）の整備

　※原則、新品・新築又は新設で、耐用年数が概ね５年以上のものであること。

　※既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備するものでないこと。

③既存施設の能力向上を伴う改修　※「あいち型植物工場」となるもの

・栽培施設（温室、ハウス等）の機能向上を伴う改修

　※園芸用栽培施設の改修は、「あいち型植物工場」となるものとする。

　※「あいち型植物工場」とは、①太陽光利用型の施設園芸で、②施設内の温度、湿度、ＣＯ２の３項目を常時モニタリングし、③モニタリング結果を基に複合的に施設内環境を制御している施設とする。

　※園芸用施設の改修は、原則、環境モニタリング装置と炭酸ガス発生装置又はミスト装置、ヒートポンプのいずれかが導入済み又は導入予定の施設に対し、換気・カーテンの自動化、カーテン設備の追加、高軒高化、ガラス又は軟質フィルムから硬質フィルムへの被覆資材の張替、被覆の多層化の改修及び循環扇、環境制御装置、養液栽培設備等を導入することができる。

④その他知事が認めるもの。

(6) 補助率：１/３以内（消費税を除く） ※市費上乗せあり（上限５０万円）

(7) 事業期間：2024年度から2029年度まで（予定）

（８） 助成対象としない取組

・経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組

・本体価格が事業費として１０万円未満の農業機械等（環境モニタリング装置を除く。）

・農業以外に使用可能で汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、ショベルローダー、パソコン等）

・毎年度必要となる資材

・種苗（果樹の新植・改植に要する苗木の購入経費を除く。）

・同種、同能力の機械・施設等の再導入（いわゆる単純更新）

・施設用地の整地や改良などの整備

・修繕（経年劣化した施設の部分を、既存のものと概ね同じ内容で現状回復を図るもの。）

・通常の保全・管理に必要となる経費

・国庫補助事業の採択要件に適合しているもの

**３　採択基準**

事業実施計画ごとの算定ポイント順に、上位の事業から採択となる。

**４　その他**

・事業実施計画（産地戦略ごと）の単年度当たり申請の下限事業費は300万円。

・あいち型植物工場の導入に取り組む事業実施計画の申請下限事業費は30万円。

・規模決定根拠により、適正な能力・規模とすること。

・原則、一般競争入札の実施又は仕様書に基づく３社以上の競争見積もりにより、事業費の低減に向けた取組を行うこと。

・助成の対象となる機械・施設等は、動産総合保険や国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合は、民間の建物共済や損害補償保険（天災等に対する補償）等）に加入すること。

・事業の対象となる農地等が、農家台帳及び温室フレーム台帳に記載されていること。